

寄付金の控除について

作成日：2023年2月28日

1. もやいは認定 NPO 法人です

「自立生活サポートセンター・もやい」は、東京都より認定を受けた認定 NPO 法人です。

認定番号 31 生都管第 1181 号

認定期間 2019 年 9 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日

当法人へのご寄付は確定申告をすることにより、寄付金控除の対象になります。

2. 寄付金控除の種類

控除等の対象となるのは以下の 3 つです。

- ①個人によるご寄付
- ②法人によるご寄付
- ③相続、遺贈によるご寄付

2-1. 個人によるご寄付

●控除額

確定申告をおこなうことにより寄附金控除の対象となります（※1）。

税額控除（所得税 40%、住民税 10%、合計最大 50%）、所得控除のうち、メリットが大きい方を選ぶことができます。地方税の控除に関するお手続きの詳細については、各地方自治体にお問い合わせください。

●控除を受けるための手続き

所轄税務署へ確定申告（通常、ご寄附をした翌年の 2 月 16 日～3 月 15 日）を行ってください。確定申告書提出の際に、当法人の発行した「所定の領収書」（前年分の合計額を一括してお送りします）を添附、または提示してください。

なお、「領収書」は 1 月下旬から 2 月上旬にお送りいたします。再発行はできませんので、申告手続きまで大切に保管してください。（ただし、クレジットカード、口座振替でのご寄附の場合、当法人に着金するまで最大 2 か月の差があり、翌々年送付の領収証に含むことがあります。何卒、ご了承ください。）

※注 1 必ず確定申告が必要になります。年末調整等では控除できません。

2-2. 法人によるご寄付

経費扱いとすることができる限度額が拡大されます。複雑な計算を要するため、必要により当法人の関与税理士より、ご連絡いたします。

2-3. 相続、遺贈によるご寄付

●相続税の控除

相続税の算定において、相続または遺贈により受け継いだ相続財産を、申告期限内に当法人にご寄附いただく場合、その財産は相続税の課税対象から除かれます。相続財産をご寄附くださる場合には、事前に当法人にご連絡ください。

●控除を受けるための手続き

相続税の申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当会の発行する「所定の領収書」を添付、または提示してください。

「領収書」は再発行できませんので、申告手続きまで大切に保管してください。また、相続税の申告期限は、相続開始日から10ヶ月後となっております。

金銭以外の物品寄附（土地、建物等）については、事前にご連絡ください。
必要により当法人の関与弁護士・税理士より、ご連絡いたします。

3. 参考サイト

認定NPO法人に対する寄付による税制上の措置については、下記サイトにも説明があります。
必要に応じてご確認ください。

[国税庁](#)

[内閣府 NPO ホームページ](#)

[東京都生活文化スポーツ局/NPO法人への寄附者に対する税制優遇等](#)